

平成27年3月12日

協議員会 会長挨拶

協議員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃より全建の事業活動に深いご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は、何かとお忙しいところを協議員会にご出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

皆様ご承知の通り、きのう3月11日で東日本大震災から丸4年が経過することとなりました。きのうは両陛下のご臨席を仰ぎ、東日本大震災の追悼式が開催されました。私も参列させていただき、犠牲になられた方々に対しまして、衷心より哀悼の誠を捧げて参りました。被災地の一日も早い復興は、全国民の願いです。政府は、平成27年度までの5年間を集中復興期間と位置づけ、官民の総力を挙げた復旧・復興事業を展開し、被災地は着実に復興への道を進んでいるものと思われまます。しかしながら、未だ20万人以上が避難生活や仮設住宅での生活を余儀なくされるなど、復興へは道半ばの状況であり、引き続き強力な政策が望まれるところです。また、我々建設業界にあっても、インフラ整備の担い手として、新しい町づくりなどに先頭に立って取り組むことが必要であると思ひます。

我が国は「災害列島」と呼ばれ、自然災害とは常に隣り合わせの状況にあります。我が国の防災・減災を考える上で、大震災を教訓として制定された国土強靱化基本法や国土強靱化基本計画などに基づく取組みが着実に推進されることが重要であります。同時に、地域の安全・安心を守るという我々地域建設業の役割はたいへん重いものであり、将来にわたってその役割を果たすためには、地域建設業が元気に活躍できる環境を、早急に整備しなければならないとの思いを新たにしたところでございます。

さて、1月30日には、改正品確法について、発注者が取り組むべき具体的な事項を明記した、いわゆる「運用指針」が策定・公表されました。全建といたしましては、各都道府県建設業協会の皆様からいただいたご意見・ご要望が概ね反映され、明確で分かりやすいものを作っていたいただいと評価するとともに、今後は全ての発注者において、この運用指針が順守されることが重要であると考えております。本日ご参集の皆様方には、各地域における建設業界のリーダーとして、運用指針の周知活動について積極的な取り組みをお願い申し上げます。

さらに、同日、公共工事設計労務単価について、平均で4.2%の引き上げが発表されました。我々が今まで要望してきたことが、少しずつでも形になってきたことを、たいへん喜ばしいことだと受け止めております。

これらの出来事を受けまして、2月16日には、私の方で、太田国土交通大臣をはじめ、自民党三役や脇・佐藤両先生など、お世話になった先生方をお訪ねし、直接御礼を申し上げて参りました。なお、この機会に、一部報道がございます「地元建設業者受注確保法案」の再提出につき

ましても、慎重な取り扱いをお願いしてきたところでございます。

また、今月2日には太田国土交通大臣、脇先生、佐藤先生をお訪ねし、土木工事積算基準に関する見直しについても要望をして参りました。後ほど事務局の方から説明させていただきますが、一般管理費率や現場管理費率の見直しの他、特に地域でお仕事をされる建設業に対する積算上の配慮をお願いして参りました。太田大臣から前向きにご検討いただけるとのお話を承っておりますが、昨日、国土交通省から「土木工事積算基準の改定について」発表されたところであります。

本日の議事となっております、全建の「平成27年度事業計画書」の「まえがき」にありますとおり、技術者・技能者の高齢化が進む中、建設業における将来にわたる担い手確保の問題が、現在の我々にとって最大の課題です。建設業が適正な利潤を得て経営基盤を安定させ、将来的見通しをもって労働環境の改善や人材育成に取り組むことにより、「夢のある産業」としてその魅力を高め、将来にわたってその担い手を継続的に確保するという好循環を形成することが、たいへん重要であります。

私は、新年の賀詞交歓会の折に、「昨年、建設業が将来に向けた具体的な活動を始めた年、今年これを推進・加速させる年」とお話しいたしました。平成27年度の事業計画は、全建の活動を前へと進めるための骨子となるべきものであり、皆様から率直なご意見を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員企業の皆様の今後益々のご発展と、ご参集の皆様のご健勝を心からお祈りいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。